

専決処分の報告（臨時職員に対する賠償金の決定）

1 事故の概要

板橋東清掃事務所において、区職員が、令和元年11月下旬に、臨時職員に対し、同年12月の出勤日を書面にて明示したにもかかわらず、同年11月29日に、同職員に対し、同月30日に雇用期間が満了する旨を通知し、雇用を終了させた。

2 賠償額

金190,079円

3 専決処分年月日

令和元年12月16日

4 本件の処理

区は、賠償金として190,079円を支払い、相手方が当初雇用期間（令和元年10月～令和元年11月）の満了日をもって退職したこととし、区に対して一切の債権がないことを約束するとともに、今後何ら異議申し立てをしないことを確認するための承諾書を受領した。

5 支払い

令和元年12月23日、相手方に全額を支払った。

6 事故防止策

臨時職員の管理について、契約期間、延長の有無、延長手続き期限やその実施状況等を可視化し、上司を含めて組織として確実に情報共有する仕組みを整えた。

事務マニュアル等について、関連法規等についても確認し、担当者が確実に理解したうえで事務処理を行えるよう見直した。